

27日機輸貿保第114号
平成27年7月24日

経済産業省貿易経済協力局
貿易保険課課長 安楽岡 武 殿

日本機械輸出組合
貿易保険委員会
委員長 浅野 淳二
貿易保険専門委員会
委員長 瓜阪 卓司

貿易保険制度における政省令に係る要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より当組合業務に関しまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、貿易保険法につきましては、平成29年4月に予定されている日本貿易保険の特殊会社化等に必要な措置を講ずるため、今通常国会にて改正法案が可決されましたが、このような状況の下、当組合貿易保険委員会では、その後の関連政省令改正を見据え、政省令に係る要望を取り纏めました。ご高覧頂くとともに、善処頂けますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

また、昨年10月施行の法改正により可能になった出資外国法人等貿易保険におきましては、政令にて対象貨物が規定されておりますが、運用面での指針などを示して頂くことで、ユーザーが理解を深めより有効に活用する環境を整えて頂くなど、引き続きご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 再投資先の株式等が一部侵害された場合のカバー拡大【海外投資保険】

被保険者が所有する株式等ではなく、子会社が所有する再投資先企業の株式等が奪われるケースは権利侵害(約款第2条第1項第四号)にててん補することになるが、当該株式が一部奪われるケースは、事業自体が継続されることから政令に定める事由とならない。そのようなケースも含めててん補するよう改正して頂きたい。

<理由・背景>

子会社の財務諸表上で再投資先(孫会社)株式等の評価額の毀損額が確認できる場合には、全部又は一部侵害に拘らずカバーされることが制度趣旨に沿うと考えられる。例えば、採掘から製錬を一貫して行う資源の事業投資案件などにおいて、再投資先の株式や資産の一部侵害は想定されるリスクである。

2. 事業終了後の外国政府等による権利侵害のてん補【海外投資保険】

事業終了後（予定の事業期間満了後又は何らかの理由により予定の事業期間の途中で事業を終了した後）の外国政府等の権利侵害をてん補するよう改正して頂きたい。

<理由・背景>

電力 IPP 事業などの契約違反特約を付帯している案件においては、被保険投資の相手方について、事業期間内に契約違反があったことによる事業不能等が生じることが前提となっている。しかし、契約違反のタイミングとして、政府保証の不履行により事業不能等が発生したかという因果関係が微妙なケース（PPA 等の契約上の義務の不履行により操業停止（事業不能等発生）を余儀なくされ、その後買取請求権の行使、契約違反特約の対象となる政府保証の履行請求へと進むケースなど）も考えられ、そのようなケースもカバーされることを明確化するため、そもそも事業不能等の要件の適用なく事故認定を頂きたい。

3. 最長保険期間の延長【海外投資保険】

海外投資保険の保険期間は、政令（貿易保険法施行令第 33 条）により 15 年までと定められているが、より長い期間の引き受けも可能になるように、保険期間の延長又はその措置等の改正をして頂きたい。

<理由・背景>

電力 IPP 事業では長期売電契約の契約、契約期間が 20 年から 25 年であることが多いが、オフテイカーの代金支払債務の不履行を海外投資保険の契約違反リスクでカバーする場合に、現行制度では保険の更新リスクが生じてしまう。また、15 年を超えるプロジェクトで出資と融資がある場合、融資部分は海外事業資金貸付保険で 15 年を超えて付保できるが、出資部分は海外投資保険を 15 年までしか付保できない点もバランスを欠くと考えられる。

4. 政令で定めるてん補事由の変更(事業の休止)【海外投資保険】

政令の要件を「一月以上の事業の休止」から「事業の休止」に変更して、約款上で事業休止が 1 カ月以上継続する場合のみてん補すると規定するなどの改正をして頂きたい。

<理由・背景>

「一月以上の事業の休止」がてん補事由であると、保険期間満了直前の 1 カ月を切ってから事業休止となった場合がてん補されない。併せて、事業再開前に保険期間が終了した場合、保険期間終了日以降の損失もてん補し、事業休止から再開の時期までに生じた損失全体をてん補できるように約款改定をお願いしたい。

以上